

大労基発 0608 第 1 号  
令和 3 年 6 月 8 日

建設業労働災害防止協会  
大阪府支部長 殿

大阪労働局労働基準部長



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインについて（周知依頼）

平素は、労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、高齢化の進展等により、健康上何らかの問題や疾病を抱えながら働く労働者が増加する傾向にあります。一方で、診断技術や治療方法の進歩により、疾病を抱えていても、離職や休職をせずに治療を受けながら仕事を続けられる可能性が高まってきています。

しかし、疾病を抱える者の中には、「仕事上の理由で適切な治療を受けることができない」「自分自身の疾病に対する理解不足や職場の理解・支援体制の不足」「治療と仕事を両立することが困難」などにより離職を余儀なくされる事例が見られます。

このような現状を踏まえ、平成 28 年 2 月に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（令和 3 年 3 月改訂）」（以下、「両立支援ガイドライン」といいます。）が定められ、当局においては、両立支援ガイドラインの周知徹底により事業者の取組の推進を図っているところです。

また、誰ひとり取り残されることなく、人類が安定してこの地球で暮らし続けることができるように、世界のさまざまな問題を整理し、解決に向けて持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の 17 の目標を示した「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けて、働き方改革（当該両立支援等）の着実な実施が必要とされています。

貴殿におかれましても、本件趣旨を踏まえ、両立支援ガイドライン等について、会員事業場へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、両立支援ガイドラインの周知用リーフレット（別添 1）、当該両立支援助成金の案内（別添 2）、及び当該両立支援に関する各種支援を無料で提供している独立行政法人労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センターの案内等（別添 3）を同封いたしますので御活用下さい。